

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年4月10日提出
【計算期間】	第8期特定期間 （自 平成23年7月12日 至 平成24年1月10日）
【ファンド名】	NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 正伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	二岡 俊之
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信／国内／株式

属性区分：株式（一般）／年4回／日本

○商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		内 外
		資産複合

追 加 型 投 信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

国 内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株 式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株 式	年1回	グローバル
		日本
	年2回	北米
		欧州
債 券	年4回	アジア
		オセアニア
	年6回 (隔月)	中南米
		アフリカ
	年12回 (毎月)	中近東 (中東)
		エマージング
不動産投信	日々	
その他資産（ ）		
資産複合（ ）	その他 ()	

株 式（一般）：大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

年 4 回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

日 本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

1 わが国の好配当株に投資します。

- 当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目した銘柄選定により、安定した配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。
- 運用にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、株価の割安度等にも着目した投資銘柄の選定を行います。

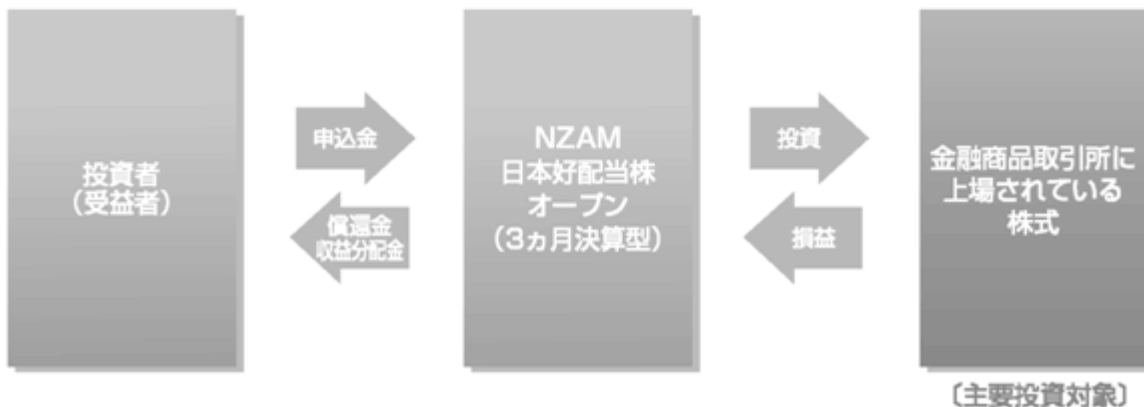
* 配当利回りは、株価に対する配当金の割合を示す指標であり、予想配当利回りは、予想配当金を用いた値です。

$$\text{配当利回り} = 1 \text{ 株あたり配当金} \div \text{株価}$$

ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。



2 原則として、年4回の分配を目指します。

- 投資する株式の配当収益・売却益（評価益を含みます）等を原資として、年4回の分配を目指します。
 - 決算時（1月・4月・7月・10月の各10日、休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。
 - 原則として配当等収益を中心に分配を行い、1月および7月は売却益等（ボーナス分配）を上乗せした分配を行います。
 - 分配金は、委託会社が決定します。原則として年4回の収益分配を目指しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。ボーナス分配についても、基準価額の水準等を勘案し、分配を行わない場合があります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（分配金受取りのイメージ）



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

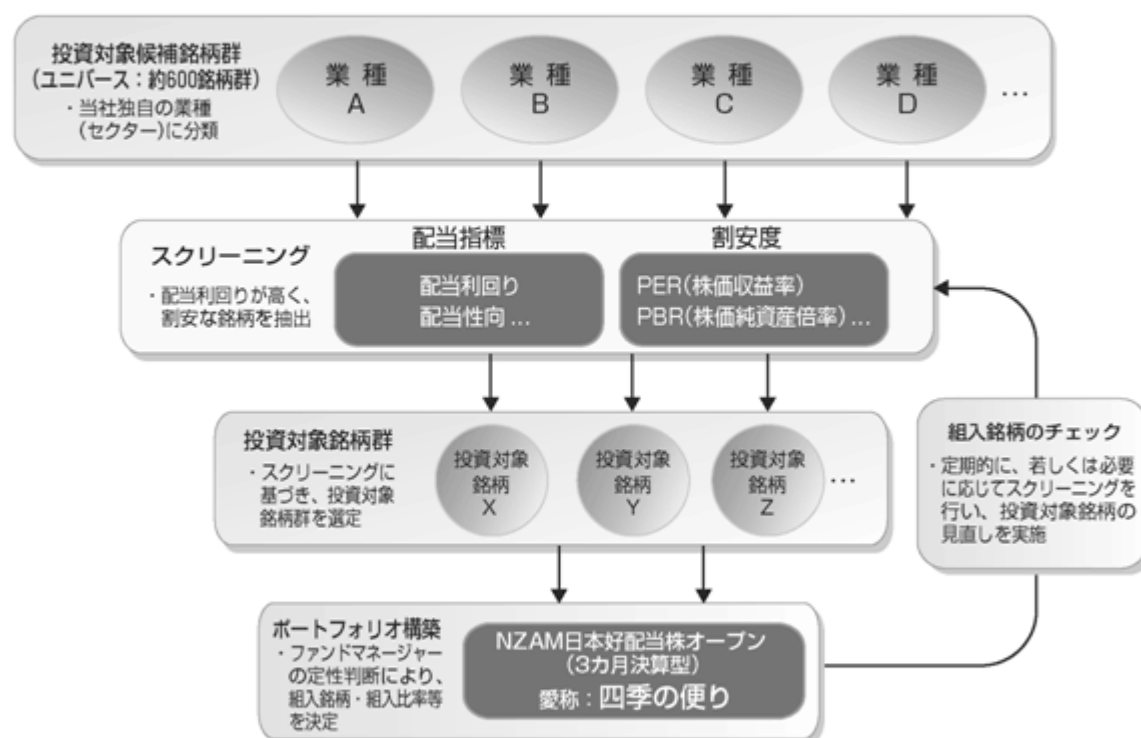
注) 分配金の取扱いは、分配金受取（一般）コースと分配金再投資（累積投資）コースの2つの方法があります。「分配金再投資（累積投資）コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

主な投資制限

- ◎ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への投資は、行いません。

3 一貫したプロセスで運用を行います。

- 投資対象候補銘柄群(ユニバース)の中から、「配当指標」、「株価の割安度」等によるスクリーニングを実施します。
- スクリーニングに基づき投資対象銘柄を選定し、ファンドマネージャーが「定性分析」により、組入銘柄・組入比率を決定します。



* 配当性向は、当期純利益のうち、株主にどの程度配当したかを示す指標であり、一般的に配当性向が低い場合、株主への配当を増やす力(配当余力)が大きいと言えます。

配当性向 = 1株あたり配当金 ÷ 1株あたり利益

* PER、PBRは、株価の割高/割安度を測る指標であり、数値が低いほど割安と判断されます。

・ PER(株価収益率) = 株価 ÷ 1株あたり利益

・ PBR(株価純資産倍率) = 株価 ÷ 1株あたり純資産

(注) 資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

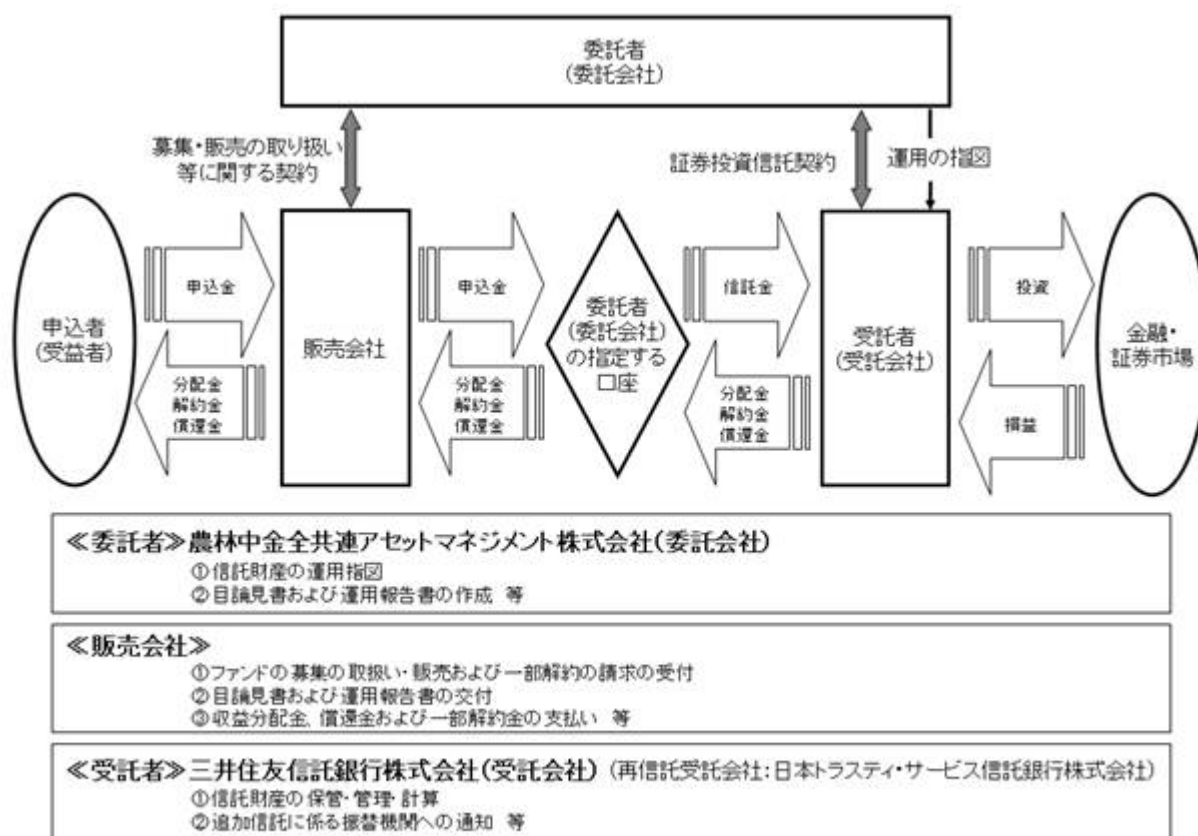
(2) 【ファンドの沿革】

平成20年2月1日 有価証券届出書の提出

平成20年2月18日 募集開始日

平成20年3月3日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（平成24年2月29日現在）

① 資本金の額

19億2千万円

② 沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	50.91
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	49.09

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

ｂ．運用方法

① 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- （イ） 主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ロ） 運用にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、株価の割安度等に着眼して投資銘柄を選定することにより、安定的な配当収入の確保および株価の値上がり益の獲得を目指します。
- （ハ） 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- （ニ） 資金動向、市況動向等によっては、上記の（イ）から（ハ）までの運用ができない場合があります。
- （ホ） 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国のこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

（２）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- ① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。約款第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- ② 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

ｂ．運用の指図範囲（約款第16条第1項から第3項）

- ① 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。
 - １．株券または新株引受権証書
 - ２．国債証券
 - ３．地方債証券
 - ４．特別の法律により法人の発行する債券
 - ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ６．コマーシャル・ペーパー
 - ７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同

じ。）および新株予約権証券

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号（上記1.）から第7号（上記7.）までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号（上記13.）の有価証券の性質を有するもの

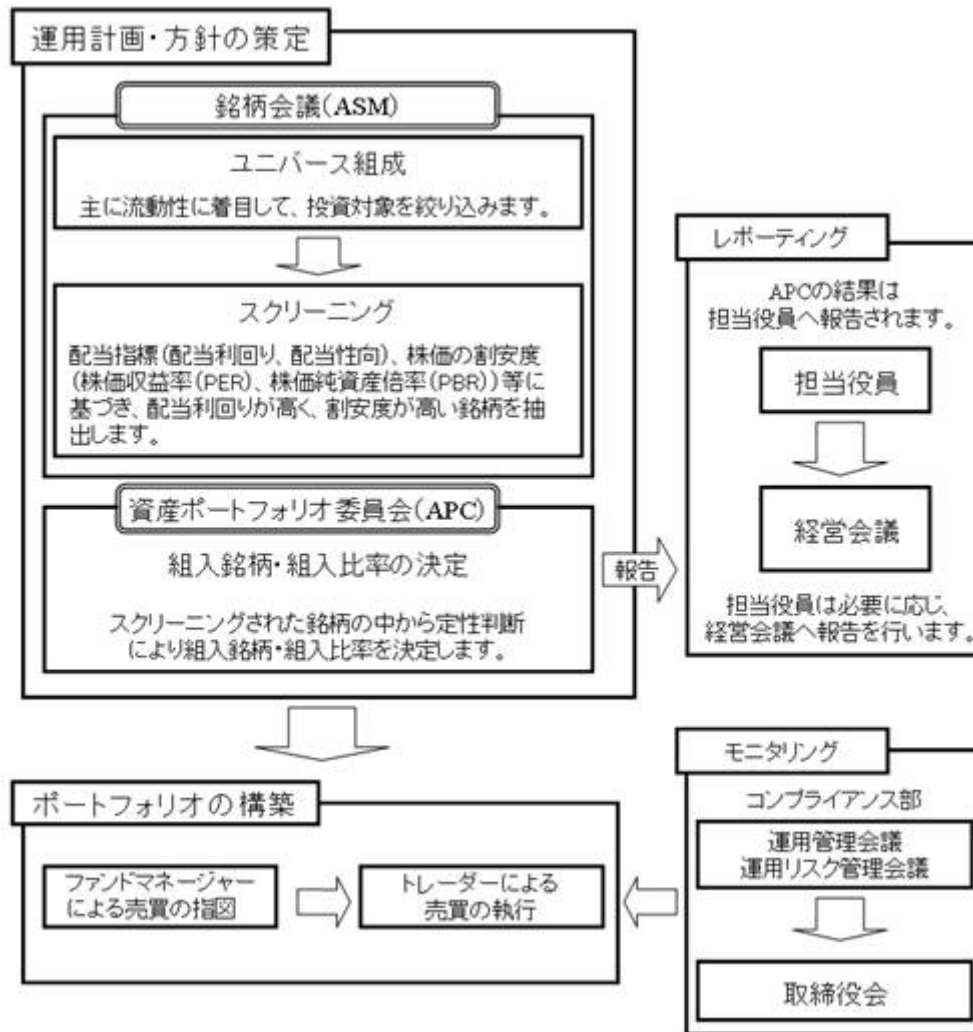
なお、第1号（上記1.）の証券または証書および第8号（上記8.）の証券または証書のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」、第2号（上記2.）から第5号（上記5.）までの証券および第8号（上記8.）の証券のうち第2号（上記2.）から第5号（上記5.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」、第9号（上記9.）および第10号（上記10.）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、第1項（上記①）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記②5.）の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記②）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

1. 運用体制

NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<銘柄会議（ASM）>

決定された運用計画の範囲内で、ポートフォリオを構築するための個別銘柄の相対的な優位性や短期売買タイミング等を決定します。

<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、資産内のセクター、ファクター等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 （うち 投資判断に携わる者 25名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年1月、4月、7月、10月の各10日とし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。ただし、第1期の決算日は平成20年7月10日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第35条）**① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。**

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。**c. 収益分配金の支払い等**

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとしします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】**a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**

株式への投資割合には、制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項）

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第5項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 第1項（上記①）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第20条）

- ① 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 信用取引の指図範囲（約款第21条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 第1項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号（下記1.～6.）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものと、かつ次の各号（下記1.～6.）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 先物取引の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第22条）

- ① 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. 有価証券の売却等の指図（約款第26条）

委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図（約款第27条）

委託者は、約款第26条（上記 i.）の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 資金の借り入れ（約款第28条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 第1項（上記①）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

l. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

m. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を

投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 株式の組入比率は、原則として高位に保ちますので、株式相場の変動に伴い、基準価額は大きく変動することもあります。

（３）投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準や、業種等のリスク配分の分散状況を管理し、リスク管理の実績を毎月、資産ポートフォリオ委員会に報告しています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、

日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

〔運用管理会議〕

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.008%（税抜0.96%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の配分は以下のとおりとします。

（年率）

委託者	販売会社 [※]	受託者	合計
0.4725% （税抜0.45%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.063% （税抜0.06%）	1.008% （税抜0.96%）

※ 信託報酬の販売会社への配分は「第1ファンドの状況 1ファンドの性格（3）ファンドの仕組み」に記載されている各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。
- ② 投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用[※]（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

※ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約金または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入の指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

配当控除、益金不算入制度が適用されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

※確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

（注）平成25年1月から10.147%（所得税7.147%、地方税3%）、平成26年1月から20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

（注）平成25年1月から10.147%（所得税7.147%、地方税3%）、平成26年1月から20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。

○損益通算について

公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

利益 損失	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損	○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損	○	○	○	○
株式譲渡損	○	○	○	○

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

（注）平成25年1月から7.147%（所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成26年1月から15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）となる予定です。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

<収益分配金の課税について>

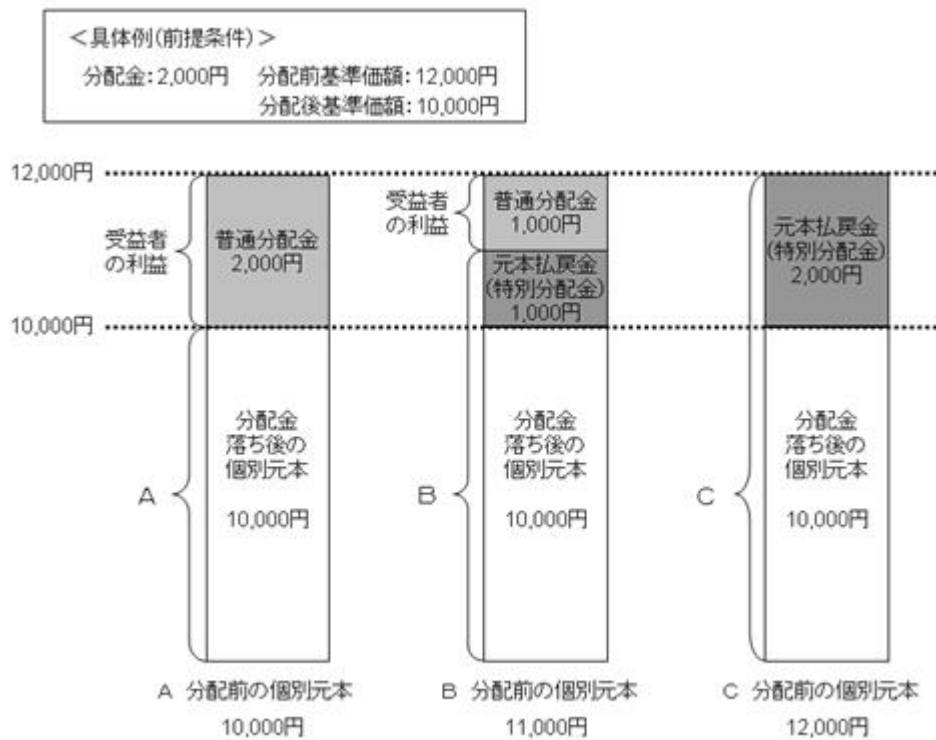
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】（平成24年2月29日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

（1）【投資状況】

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	257,018,950	98.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,999,010	1.15
合計（純資産総額）		260,017,960	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,000	2,192.00	6,576,000	2,757.00	8,271,000	3.18
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,300	1,570.00	5,181,000	1,991.00	6,570,300	2.53
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	15,100	332.00	5,013,200	420.00	6,342,000	2.44
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,800	781.00	5,310,800	925.00	6,290,000	2.42
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	45,200	109.00	4,926,800	136.00	6,147,200	2.36
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	40	143,200.00	5,728,000	138,800.00	5,552,000	2.14
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,500	3,320.42	4,980,639	3,670.00	5,505,000	2.12
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,400	3,921.41	5,489,978	3,835.00	5,369,000	2.06
日本	株式	三井物産	卸売業	3,500	1,203.00	4,210,500	1,399.00	4,896,500	1.88
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	5,800	675.00	3,915,000	832.00	4,825,600	1.86
日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	9,300	452.00	4,203,600	510.00	4,743,000	1.82
日本	株式	住友商事	卸売業	3,700	1,046.00	3,870,200	1,205.00	4,458,500	1.71
日本	株式	大東建託	建設業	600	6,810.00	4,086,000	7,160.00	4,296,000	1.65
日本	株式	平和	機械	2,600	1,339.00	3,481,400	1,575.00	4,095,000	1.57
日本	株式	東洋インキSCホールディングス	化学	12,000	283.00	3,396,000	335.00	4,020,000	1.55
日本	株式	アーネストワン	不動産業	4,000	815.00	3,260,000	955.00	3,820,000	1.47
日本	株式	HOYA	精密機器	2,000	1,652.00	3,304,000	1,892.00	3,784,000	1.46
日本	株式	リコー	電気機器	5,000	644.00	3,220,000	747.00	3,735,000	1.44
日本	株式	太陽ホールディングス	化学	1,600	2,021.00	3,233,600	2,288.00	3,660,800	1.41
日本	株式	SANKYO	機械	900	3,837.95	3,454,155	3,910.00	3,519,000	1.35
日本	株式	丸紅	卸売業	6,000	473.00	2,838,000	581.00	3,486,000	1.34
日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2,000	1,442.00	2,884,000	1,743.00	3,486,000	1.34

日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	12,000	230.00	2,760,000	282.00	3,384,000	1.30
日本	株式	NKS Jホールディングス	保険業	1,700	1,521.34	2,586,291	1,906.00	3,240,200	1.25
日本	株式	山武	電気機器	1,700	1,633.00	2,776,100	1,867.00	3,173,900	1.22
日本	株式	グンゼ	繊維製品	12,000	219.00	2,628,000	252.00	3,024,000	1.16
日本	株式	エーザイ	医薬品	900	3,160.00	2,844,000	3,290.00	2,961,000	1.14
日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	4,000	640.70	2,562,823	730.00	2,920,000	1.12
日本	株式	もしもしホットライン	サービス業	3,200	693.00	2,217,600	815.00	2,608,000	1.00
日本	株式	ユニー	小売業	3,200	696.00	2,227,200	809.00	2,588,800	1.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ．全銘柄の種類別および業種別投資比率

種類別および業種別		投資比率 (%)
株式		98.85
	内 水産・農林業	0.51
	内 建設業	3.03
	内 食料品	1.00
	内 繊維製品	2.03
	内 パルプ・紙	0.94
	内 化学	10.58
	内 医薬品	7.14
	内 石油・石炭製品	4.14
	内 ゴム製品	0.76
	内 ガラス・土石製品	1.54
	内 鉄鋼	0.88
	内 非鉄金属	0.93
	内 機械	4.36
	内 電気機器	5.97
	内 輸送用機器	2.45
	内 精密機器	2.03
	内 その他製品	2.53
	内 電気・ガス業	0.92
	内 陸運業	0.74
	内 情報・通信業	8.21
	内 卸売業	14.00
	内 小売業	3.72
	内 銀行業	10.69
	内 証券、商品先物取引業	1.95
	内 保険業	2.59
	内 その他金融業	1.55
	内 不動産業	2.18

	内 サービス業	1.49
	合計	98.85

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

（注２）株式の内書きの比率は、業種別の内訳です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

年 月 日		純資産総額 (分配落ち) (円)	純資産総額 (分配付き) (円)	基準価額 (分配落ち) (円)	基準価額 (分配付き) (円)
第1特定期間	第1期計算期間末 (平成20年7月10日)	228,437,736	231,809,484	10,163	10,313
第2特定期間	第2期計算期間末 (平成20年10月10日)	168,568,058	169,352,632	6,446	6,476
	第3期計算期間末 (平成21年1月13日)	189,504,749	190,384,231	6,464	6,494
第3特定期間	第4期計算期間末 (平成21年4月10日)	222,695,528	223,604,929	7,346	7,376
	第5期計算期間末 (平成21年7月10日)	237,874,681	238,797,070	7,737	7,767
第4特定期間	第6期計算期間末 (平成21年10月13日)	244,663,119	245,602,821	7,811	7,841
	第7期計算期間末 (平成22年1月12日)	249,867,530	250,789,584	8,130	8,160
第5特定期間	第8期計算期間末 (平成22年4月12日)	261,375,787	262,258,376	8,884	8,914
	第9期計算期間末 (平成22年7月12日)	229,384,783	230,278,535	7,700	7,730
第6特定期間	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	225,298,280	226,206,717	7,440	7,470
	第11期計算期間末 (平成23年1月11日)	264,922,772	265,836,821	8,695	8,725
第7特定期間	第12期計算期間末 (平成23年4月11日)	246,114,606	247,039,408	7,984	8,014
	第13期計算期間末 (平成23年7月11日)	250,995,631	251,924,952	8,103	8,133
第8特定期間	第14期計算期間末 (平成23年10月11日)	230,356,691	231,296,171	7,356	7,386
	第15期計算期間末 (平成24年1月10日)	226,864,599	227,817,361	7,143	7,173
平成23年2月末日		267,929,271	—	8,752	—
3月末日		251,978,253	—	8,181	—
4月末日		244,260,256	—	7,946	—
5月末日		240,500,471	—	7,785	—
6月末日		244,345,883	—	7,907	—
7月末日		244,948,466	—	7,881	—
8月末日		231,590,455	—	7,427	—
9月末日		234,254,497	—	7,486	—
10月末日		232,546,717	—	7,379	—
11月末日		222,857,238	—	7,072	—
12月末日		228,137,496	—	7,183	—
平成24年1月末日		236,135,139	—	7,384	—
2月末日		260,017,960	—	8,168	—

（注）基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

②【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当りの分配金（税込み）
第1特定期間	第1期計算期間（平成20年7月10日）	150円
第2特定期間	第2期計算期間（平成20年10月10日）	30円
	第3期計算期間（平成21年1月13日）	30円
第3特定期間	第4期計算期間（平成21年4月10日）	30円
	第5期計算期間（平成21年7月10日）	30円
第4特定期間	第6期計算期間（平成21年10月13日）	30円
	第7期計算期間（平成22年1月12日）	30円
第5特定期間	第8期計算期間（平成22年4月12日）	30円
	第9期計算期間（平成22年7月12日）	30円
第6特定期間	第10期計算期間（平成22年10月12日）	30円
	第11期計算期間（平成23年1月11日）	30円
第7特定期間	第12期計算期間（平成23年4月11日）	30円
	第13期計算期間（平成23年7月11日）	30円
第8特定期間	第14期計算期間（平成23年10月11日）	30円
	第15期計算期間（平成24年1月10日）	30円

③【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1特定期間	第1期計算期間（平成20年7月10日）	3.1%
第2特定期間	第2期計算期間（平成20年10月10日）	△36.3%
	第3期計算期間（平成21年1月13日）	0.7%
第3特定期間	第4期計算期間（平成21年4月10日）	14.1%
	第5期計算期間（平成21年7月10日）	5.7%
第4特定期間	第6期計算期間（平成21年10月13日）	1.3%
	第7期計算期間（平成22年1月12日）	4.5%
第5特定期間	第8期計算期間（平成22年4月12日）	9.6%
	第9期計算期間（平成22年7月12日）	△13.0%
第6特定期間	第10期計算期間（平成22年10月12日）	△3.0%
	第11期計算期間（平成23年1月11日）	17.3%
第7特定期間	第12期計算期間（平成23年4月11日）	△7.8%
	第13期計算期間（平成23年7月11日）	1.9%
第8特定期間	第14期計算期間（平成23年10月11日）	△8.8%
	第15期計算期間（平成24年1月10日）	△2.5%

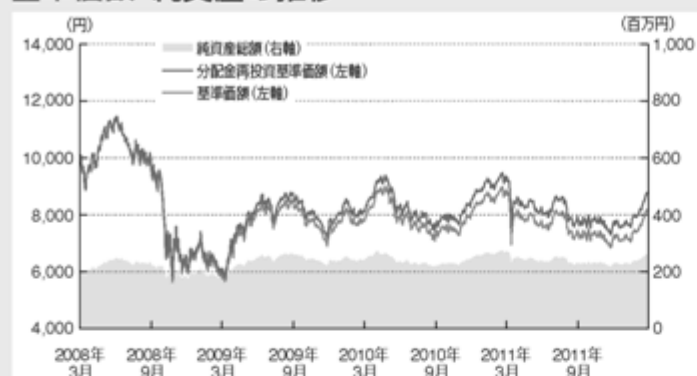
（注）収益率＝（各計算期間末の分配付き基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末（以下「前計算期間末」といいます。）の分配落ち基準価額）／前計算期間末の分配落ち基準価額×100で算出しています。

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（平成24年2月末現在）

2012年2月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
11期 2011年 1 月11日	30円
12期 2011年 4 月11日	30円
13期 2011年 7 月11日	30円
14期 2011年10月11日	30円
15期 2012年 1 月10日	30円
設定来累計	570円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

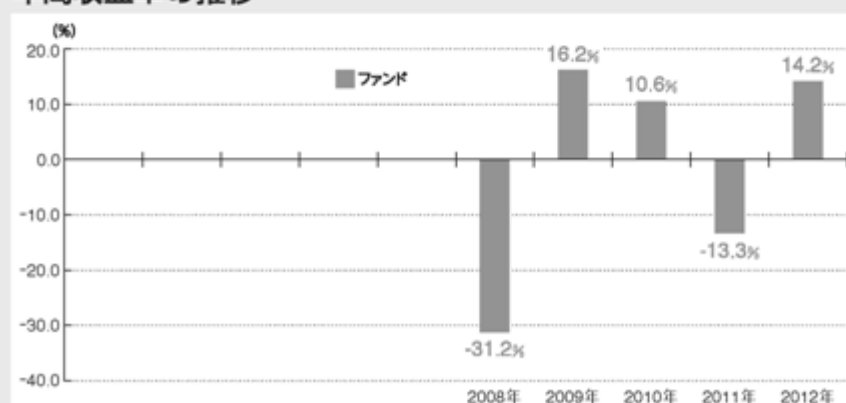
	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.2
2	三菱商事	卸売業	2.5
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4
4	伊藤忠商事	卸売業	2.4
5	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.4
6	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	2.1
7	武田薬品工業	医薬品	2.1
8	日本電信電話	情報・通信業	2.1
9	三井物産	卸売業	1.9
10	日産自動車	輸送用機器	1.9

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位10業種》

	業種	組入比率(%)
1	卸売業	14.0
2	銀行業	10.7
3	化学	10.6
4	情報・通信業	8.2
5	医薬品	7.1
6	電気機器	6.0
7	機械	4.4
8	石油・石炭製品	4.1
9	小売業	3.7
10	建設業	3.0

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・当ファンドにベンチマークはありません。

・2008年は設定日（3月3日）から年末までの騰落率、2012年は、1月から2月までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第１特定期間	第１期計算期間 自 平成20年３月３日 至 平成20年７月10日	230,344,214	5,560,991
第２特定期間	第２期計算期間 自 平成20年７月11日 至 平成20年10月10日	37,757,080	1,015,561
	第３期計算期間 自 平成20年10月11日 至 平成21年１月13日	31,824,745	188,675
第３特定期間	第４期計算期間 自 平成21年１月14日 至 平成21年４月10日	11,614,667	1,641,525
	第５期計算期間 自 平成21年４月11日 至 平成21年７月10日	6,739,714	2,410,409
第４特定期間	第６期計算期間 自 平成21年７月11日 至 平成21年10月13日	8,797,175	3,026,101
	第７期計算期間 自 平成21年10月14日 至 平成22年１月12日	7,927,001	13,809,852
第５特定期間	第８期計算期間 自 平成22年１月13日 至 平成22年４月12日	7,002,949	20,157,996
	第９期計算期間 自 平成22年４月13日 至 平成22年７月12日	6,131,629	2,410,417
第６特定期間	第10期計算期間 自 平成22年７月13日 至 平成22年10月12日	6,513,460	1,618,656
	第11期計算期間 自 平成22年10月13日 至 平成23年１月11日	6,103,055	4,232,298
第７特定期間	第12期計算期間 自 平成23年１月12日 至 平成23年４月11日	7,467,823	3,883,382
	第13期計算期間 自 平成23年４月12日 至 平成23年７月11日	5,011,839	3,505,738

第8特定期間	第14期計算期間 自 平成23年7月12日 至 平成23年10月11日	6,902,775	3,516,516
	第15期計算期間 自 平成23年10月12日 至 平成24年1月10日	6,052,475	1,625,117

（注1）第1期計算期間の設定数量には、当初設定時のものを含みます。

（注2）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（５）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

解約価額^{※１}は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額^{※２}（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※１ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30%）

※２ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または

販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第８条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
株 式	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（ファンド名の表示は、「四季便り」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第４条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第39条第７項、第41条第１項、第42条第１項、第43条第１項および第45条第２項の規定による信託終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】**信託の計算期間（約款第31条）**

- a. この信託の計算期間は、毎年1月11日から4月10日まで、4月11日から7月10日まで、7月11日から10月10日まで、10月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成20年7月10日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**a. 信託期間の終了**

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第39条第7項から第11項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第41条）

- ① 委託者は、約款第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第42条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第43条）

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第46条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第45条）

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更等

約款の変更、他のファンドとの併合を行う場合は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第42条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第46条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第46条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の事項（上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

ます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき6ヵ月毎（毎年1月、7月。）に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第44条）

- ① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第48条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

g. 公告（約款第49条）

委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

h. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第50条）

この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま
す。

i. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス
信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再
信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載
に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期
間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座
簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前にお
いて一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかか
る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で
記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを
開始するものとします。
- ② 収益分配金の支払い^{*}は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対
しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期
間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益
者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けによ
り増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録さ
れます。
- ④ 上記③に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間
終了日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、そ
の権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をい
います。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日
（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関
等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が
行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益
権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につい
ては原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者
は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き
換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規
定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれ
ます。
- ② 償還金の支払い^{*}は、販売会社の営業所等において行うものとします。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。^(注)

(注) 金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権（約款第47条）

約款第39条および約款第41条に規定する信託契約の解約または約款第46条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、約款第39条第8項、約款第41条第2項または約款第46条第2項に規定する書面に付記します。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第37条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第36条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成23年7月12日から平成24年1月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

1 【財務諸表】

N Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年 7月11日現在)	当期 (平成24年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,465,380	3,272,820
株式	246,972,750	224,900,070
未収配当金	326,000	213,900
未収利息	6	5
流動資産合計	252,764,136	228,386,795
資産合計	252,764,136	228,386,795
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	929,321	952,762
未払解約金	234,830	—
未払受託者報酬	37,658	35,481
未払委託者報酬	564,840	532,212
その他未払費用	1,856	1,741
流動負債合計	1,768,505	1,522,196
負債合計	1,768,505	1,522,196
純資産の部		
元本等		
元本	309,773,750	317,587,367
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,778,119	△90,722,768
（分配準備積立金）	8,304,959	9,161,500
元本等合計	250,995,631	226,864,599
純資産合計	250,995,631	226,864,599
負債純資産合計	252,764,136	228,386,795

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自平成23年 1月12日 至平成23年 7月11日	当期 自平成23年 7月12日 至平成24年 1月10日
営業収益		
受取配当金	4,648,550	3,714,900
受取利息	1,072	942
有価証券売買等損益	△19,607,252	△30,587,386
その他収益	8	27
営業収益合計	△14,957,622	△26,871,517
営業費用		
受託者報酬	77,836	72,503
委託者報酬	1,167,507	1,087,496
その他費用	3,832	3,563
営業費用合計	1,249,175	1,163,562
営業利益	△16,206,797	△28,035,079
経常利益	△16,206,797	△28,035,079
当期純利益	△16,206,797	△28,035,079
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△210,465	△249,703
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△39,760,436	△58,778,119
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,230,219	1,109,225
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,230,219	1,109,225
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,397,447	3,376,256
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,397,447	3,376,256
分配金	1,854,123	1,892,242
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,778,119	△90,722,768

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	前期末に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成23年7月12日から平成24年1月10日までとなっております。

(追加情報)

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年7月11日現在)	当期 (平成24年1月10日現在)
1.特定期間末日における受益権の総数	309,773,750口	317,587,367口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は58,778,119円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は90,722,768円であります。
3.特定期間の末日における一位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8103円 (8,103円)	0.7143円 (7,143円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日)	当期 (自 平成23年7月12日 至 平成24年1月10日)
分配金の計算過程 (自平成23年1月12日至平成23年4月11日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3,565,344円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に 規定される収益調整金(2,837,229円)及び分 配準備積立金(6,318,868円)より、分配対象 収益は12,721,441円(一万口当たり412.68 円)であり、うち924,802円(一万口当たり30 円)を分配いたしました。 (自平成23年4月12日至平成23年7月11日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (368,340円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(2,996,234円)及び分配 準備積立金(8,865,940円)より、分配対象収 益は12,230,514円(一万口当たり394.82円) であり、うち929,321円(一万口当たり30円) を分配いたしました。	分配金の計算過程 (自平成23年7月12日至平成23年10月11日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,883,274円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(3,223,969円)及び分配 準備積立金(8,219,272円)より、分配対象収益 は14,326,515円(一万口当たり457.48円)であ り、うち939,480円(一万口当たり30円)を分配 いたしました。 (自平成23年10月12日至平成24年1月10日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される 収益調整金(3,465,455円)及び分配準備積立 金(10,114,262円)より、分配対象収益は 13,579,717円(一万口当たり427.59円)であ り、うち952,762円(一万口当たり30円)を分配 いたしました。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

前期 （自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日）	当期 （自 平成23年7月12日 至 平成24年1月10日）
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、流動性リスク等に晒されています。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	(1)金融商品に対する取組方針 同 左 (2)金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左 (3)金融商品に係るリスク管理体制 同 左

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成23年7月11日現在)	当期 (平成24年1月10日現在)
(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2)時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 (3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左 (2)時価の算定方法 ①株式 同 左 ②コール・ローン等の金銭債権 同 左 (3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日)	当期 (自 平成23年7月12日 至 平成24年1月10日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 (自 平成23年1月12日 至 平成23年7月11日)	当期 (自 平成23年7月12日 至 平成24年1月10日)
期首元本額 304,683,208円 期中追加設定元本額 12,479,662円 期中一部解約元本額 7,389,120円	期首元本額 309,773,750円 期中追加設定元本額 12,955,250円 期中一部解約元本額 5,141,633円

2. 売買目的有価証券

種 類	前期 (平成23年7月11日現在)	当期 (平成24年1月10日現在)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	5,083,906	△5,326,464
合計	5,083,906	△5,326,464

3. デリバティブ取引関係

前期 (平成23年7月11日現在)	当期 (平成24年1月10日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

別紙参照。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

銘柄名	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本水産	4,700	266.00	1,250,200	
大東建託	600	6,810.00	4,086,000	
積水ハウス	3,000	692.00	2,076,000	
関電工	5,000	368.00	1,840,000	
コカ・コーラウエスト	900	1,335.00	1,201,500	
日清オイリオグループ	3,000	333.00	999,000	
グンゼ	12,000	219.00	2,628,000	
T S I ホールディングス	2,000	387.00	774,000	
オンワードホールディングス	2,000	579.00	1,158,000	
日本製紙グループ本社	1,100	1,605.00	1,765,500	
住友化学	5,000	284.00	1,420,000	
日産化学工業	1,600	718.00	1,148,800	
トクヤマ	5,000	242.00	1,210,000	

東亜合成	3,000	317.00	951,000	
電気化学工業	4,000	279.00	1,116,000	
カネカ	5,000	406.00	2,030,000	
三菱瓦斯化学	3,000	403.00	1,209,000	
住友ベークライト	3,000	421.00	1,263,000	
A D E K A	2,800	735.00	2,058,000	
太陽ホールディングス	1,600	2,021.00	3,233,600	
D I C	10,000	139.00	1,390,000	
東洋インキ S C ホールディングス	13,000	283.00	3,679,000	
富士フイルムホールディングス	800	1,888.00	1,510,400	
日東電工	400	2,804.00	1,121,600	
武田薬品工業	1,400	3,320.00	4,648,000	
アステラス製薬	500	3,110.00	1,555,000	
塩野義製薬	1,300	977.00	1,270,100	
エーザイ	900	3,160.00	2,844,000	
小野薬品工業	300	4,325.00	1,297,500	
第一三共	800	1,475.00	1,180,000	
キョーリン製薬ホールディングス	1,000	1,353.00	1,353,000	
昭和シェル石油	2,300	508.00	1,168,400	
コスモ石油	8,000	209.00	1,672,000	
東燃ゼネラル石油	3,000	745.00	2,235,000	
出光興産	100	8,080.00	808,000	
J X ホールディングス	10,600	452.00	4,791,200	
東洋ゴム工業	9,000	183.00	1,647,000	
旭硝子	3,000	636.00	1,908,000	
日本板硝子	8,000	139.00	1,112,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,300	1,345.00	1,748,500	
住友金属鉱山	2,000	980.00	1,960,000	
三和ホールディングス	5,000	245.00	1,225,000	
アマダ	3,000	475.00	1,425,000	
平和	2,600	1,339.00	3,481,400	
S A N K Y O	800	3,855.00	3,084,000	
アマノ	2,700	674.00	1,819,800	
アルプス電気	1,700	516.00	877,200	
ホシデン	4,300	512.00	2,201,600	
山武	1,700	1,633.00	2,776,100	

カシオ計算機	2,100	435.00	913,500	
新光電気工業	2,000	543.00	1,086,000	
スター精密	1,700	702.00	1,193,400	
キャノン電子	600	1,879.00	1,127,400	
リコー	5,000	644.00	3,220,000	
三井造船	10,000	120.00	1,200,000	
日産自動車	5,800	675.00	3,915,000	
HOYA	2,000	1,652.00	3,304,000	
ニプロ	2,400	649.00	1,557,600	
凸版印刷	4,000	566.00	2,264,000	
大日本印刷	3,000	754.00	2,262,000	
コクヨ	1,800	551.00	991,800	
中部電力	1,600	1,508.00	2,412,800	
日本通運	6,000	296.00	1,776,000	
I Tホールディングス	1,000	905.00	905,000	
エイベックス・グループ・ホールディングス	900	983.00	884,700	
日本テレビ放送網	200	11,770.00	2,354,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	25	38,550.00	963,750	
イー・アクセス	51	18,020.00	919,020	
日本電信電話	1,300	3,930.00	5,109,000	
K D D I	5	501,000.00	2,505,000	
光通信	500	1,962.00	981,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	40	143,200.00	5,728,000	
双日	14,800	122.00	1,805,600	
アルフレッサ ホールディングス	300	3,215.00	964,500	
J F E商事ホールディングス	3,000	315.00	945,000	
第一興商	700	1,475.00	1,032,500	
伊藤忠商事	7,300	781.00	5,701,300	
丸紅	6,000	473.00	2,838,000	
豊田通商	1,300	1,357.00	1,764,100	
三井物産	3,500	1,203.00	4,210,500	
住友商事	4,600	1,046.00	4,811,600	
三菱商事	3,300	1,570.00	5,181,000	
阪和興業	4,000	338.00	1,352,000	
リョーサン	600	1,604.00	962,400	

オートボックスセブン	300	3,640.00	1,092,000	
エディオン	2,000	622.00	1,244,000	
アルペン	900	1,378.00	1,240,200	
DCMホールディングス	2,000	624.00	1,248,000	
サークルKサンクス	1,100	1,292.00	1,421,200	
青山商事	700	1,404.00	982,800	
ユニー	3,200	696.00	2,227,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,100	332.00	5,013,200	
三井住友トラスト・ホールディングス	12,000	230.00	2,760,000	
三井住友フィナンシャルグループ	3,100	2,192.00	6,795,200	
横浜銀行	3,000	361.00	1,083,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	7,000	325.00	2,275,000	
みずほフィナンシャルグループ	45,200	109.00	4,926,800	
SBIホールディングス	250	5,580.00	1,395,000	
野村ホールディングス	4,700	251.00	1,179,700	
松井証券	4,200	379.00	1,591,800	
マネックスグループ	100	11,220.00	1,122,000	
NKSJホールディングス	1,400	1,521.00	2,129,400	
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス	2,000	1,442.00	2,884,000	
イオンクレジットサービス	1,400	1,207.00	1,689,800	
日立キャピタル	1,900	1,069.00	2,031,100	
一建設	1,000	1,608.00	1,608,000	
アーネストワン	4,000	815.00	3,260,000	
ラウンドワン	2,400	473.00	1,135,200	
もしもしホットライン	3,200	693.00	2,217,600	
合計	391,371	—	224,900,070	

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】（平成24年２月29日現在）**

I 資産総額	260,801,714 円
II 負債総額	783,754 円
III 純資産総額（I－II）	260,017,960 円
IV 発行済数量	318,320,842 口
V 1万口当り純資産額（III／IV×10,000）	8,168 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】**（１）受益証券の名義書換手続き**

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年2月29日現在）

19億2千万円

発行する株式の総数：116,400株

発行済株式総数：38,400株

最近5年における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成24年2月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	61本	1,100,108百万円
追加型公社債投資信託	2本	78,561百万円
合計	63本	1,178,670百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

なお、第17期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第18期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第18期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		4,438,124		3,568,282
分別金信託			10,000		10,000
前払費用			66,908		75,967
未収委託者報酬			381,678		338,807
未収運用受託報酬			139,343		155,876
未収収益			15,565		6,630
未収還付法人税等			-		34,369
繰延税金資産			59,641		51,206
その他			132		176
流動資産計			5,111,394		4,241,316
固定資産					
有形固定資産			132,302		216,780
建物	※ 2	97,254		145,087	
器具備品	※ 2	35,047		71,692	
無形固定資産			7,220		7,182
電話加入権等		7,220		7,182	
投資その他の資産			2,756,593		3,779,452
投資有価証券		624,019		602,105	
関係会社社債		1,750,000		2,750,000	
長期差入保証金		290,893		297,857	
長期前払費用		978		808	
会員権		15,824		15,824	
繰延税金資産		48,958		86,937	
その他		25,918		25,918	
固定資産計			2,896,116		4,003,415
資産合計			8,007,511		8,244,731

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			132,910		264,416
未払金			115,868		359,646
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		109,002		92,913	
その他未払金		3,719		263,586	
未払費用			51,622		53,486
未払法人税等			50,160		5,728
未払消費税等			5,289		-
賞与引当金			112,627		109,208
流動負債計			468,478		792,486
固定負債					
退職給付引当金			84,634		98,409
役員退任慰労引当金			23,600		17,200
固定負債計			108,234		115,609
負債合計			576,713		908,096
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,920,000		1,920,000
利益剰余金					
利益準備金		72,120		74,040	
その他利益剰余金		5,490,928		5,416,907	
別途積立金		5,305,000		5,305,000	
繰越利益剰余金		185,928		111,907	
利益剰余金計			5,563,048		5,490,947
株主資本計			7,483,048		7,410,947
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 52,250		△ 74,312
評価・換算差額等計			△ 52,250		△ 74,312
純資産合計			7,430,797		7,336,635
負債純資産合計			8,007,511		8,244,731

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			2,318,122		2,202,932
運用受託報酬			569,791		607,980
営業収益計			2,887,913		2,810,912
営業費用					
支払手数料			436,741		370,261
広告宣伝費			1,674		270
調査費			229,163		278,391
調査費		223,500		273,203	
委託調査費		3,000		3,000	
図書費		2,662		2,188	
委託計算費			117,460		120,691
業務委託料			163,636		140,556
営業雑経費			82,316		57,513
通信費		23,577		20,464	
印刷費		48,568		27,822	
協会費		6,478		5,934	
諸会費		1,346		1,229	
その他営業雑経費		2,345		2,061	
営業費用計			1,030,993		967,684
一般管理費					
給料			978,628		982,140
役員報酬	※ 1	82,608		81,115	
給料・手当		676,866		670,320	
賞与		92,926		107,396	
賞与引当金繰入額		112,627		109,208	
役員退任慰労引当金繰入 額		13,600		14,100	
福利厚生費			120,131		122,195
交際費			6,759		8,686
旅費交通費			15,216		11,895
租税公課			17,345		15,949
不動産賃借料			324,919		327,471
賃借料			231		226
退職給付費用			17,441		18,047
固定資産減価償却費			23,034		17,780
業務委託費			154,380		189,920
諸経費			68,807		96,371
一般管理費計			1,726,898		1,790,686
営業利益			130,022		52,542

		前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			1,177		1,001
有価証券利息	※ 2		15,510		23,030
受取利息	※ 2		12,431		1,930
還付加算金			6,679		99
その他			48		41
営業外収益計			35,847		26,103
営業外費用					
支払利息	※ 2		5,466		3,127
その他			0		654
営業外費用計			5,466		3,782
経常利益			160,402		74,864
特別損失					
固定資産除却損	※ 3		12		2,619
会員権評価損			3,475		-
減損損失	※ 4		-		94,795
資産除去債務会計基準の 適用に伴う影響額			-		60,000
特別損失計			3,487		157,415
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（△）			156,914		△ 82,551
法人税、住民税及び事業税			77,810		3,484
法人税等調整額			△ 13,154		△ 33,135
法人税等合計			64,655		△ 29,650
当期純利益又は当期純損失 （△）			92,258		△ 52,900

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,920,000	1,920,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,920,000	1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	70,200	72,120
当期変動額		
剰余金の配当	1,920	1,920
当期変動額合計	1,920	1,920
当期末残高	72,120	74,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	5,205,000	5,305,000
当期変動額		
別途積立金の積立	100,000	-
当期変動額合計	100,000	-
当期末残高	5,305,000	5,305,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	214,789	185,928
当期変動額		
別途積立金の積立	△ 100,000	-
剰余金の配当	△ 21,120	△ 21,120
当期純利益又は当期純損失 (△)	92,258	△ 52,900
当期変動額合計	△ 28,861	△ 74,020
当期末残高	185,928	111,907
利益剰余金合計		
前期末残高	5,489,989	5,563,048
当期変動額		
剰余金の配当	△ 19,200	△ 19,200
当期純利益又は当期純損失 (△)	92,258	△ 52,900
当期変動額合計	73,058	△ 72,100
当期末残高	5,563,048	5,490,947
株主資本合計		
前期末残高	7,409,989	7,483,048
当期変動額		
剰余金の配当	△ 19,200	△ 19,200
当期純利益又は当期純損失 (△)	92,258	△ 52,900
当期変動額合計	73,058	△ 72,100
当期末残高	7,483,048	7,410,947
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 100,327	△ 52,250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	48,077	△ 22,061
当期変動額合計	48,077	△ 22,061

当期末残高	△ 52,250	△ 74,312
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△ 100,327	△ 52,250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,077	△ 22,061
当期変動額合計	48,077	△ 22,061
当期末残高	△ 52,250	△ 74,312
純資産合計		
前期末残高	7,309,662	7,430,797
当期変動額		
剰余金の配当	△ 19,200	△ 19,200
当期純利益又は当期純損失（△）	92,258	△ 52,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,077	△ 22,061
当期変動額合計	121,135	△ 94,162
当期末残高	7,430,797	7,336,635

重要な会計方針

項 目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 市場価格のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。	(1) 満期保有目的の債券 同 左 (2) その他有価証券 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 5～50年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 (3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 同 左 (3) 役員退任慰労引当金 同 左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
—	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ20,133千円減少し、税引前当期純損失は80,133千円増加しております。 また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「長期差入保証金」が60,000千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
(損益計算書) 前事業年度において営業外収益「受取利息」に含めて表示しておりました「有価証券利息」(前事業年度3,595千円)は、営業外収益の10/100を超えたため、当事業年度においては区分掲記することとしました。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 4,397,408千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 3,544,397千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 33,499千円 器具備品 103,056千円 合計 136,555千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,365千円 器具備品 68,581千円 合計 69,947千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)						
※ 1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内	※ 1 役員報酬の範囲額 同 左						
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 15,510千円 受取利息 12,373千円 支払利息 5,466千円	※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 23,030千円 支払利息 3,127千円						
※ 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 12 千円 合計 12 千円	※ 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,619 千円 合計 2,619 千円						
	※ 4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。						
	<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>本社 (東京都千代田区)</td><td>廃棄予定資産</td><td>建物及び器具備品</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社 (東京都千代田区)	廃棄予定資産	建物及び器具備品
場所	用途	種類					
本社 (東京都千代田区)	廃棄予定資産	建物及び器具備品					
	当社は、稼動資産については、各業務の相互補完性を勘案し、全体を1つのキャッシュフロー生成単位としております。また、廃棄予定資産や遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。						
	当社は平成23年3月に本社を移転しておりますが、当該移転計画決定に伴い、廃棄予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（94,795千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物93,228千円、器具備品1,567千円であります。						
	なお、回収可能価額は、当該資産は他への転用や売却が困難であることから、零としております。						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
合 計	38,400	—	—	38,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,200		平成20年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,200	利益剰余金	500	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
合 計	38,400	—	—	38,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,200		平成20年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。
なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,438,124	4,438,124	—
(2)投資有価証券	624,019	624,019	—
(3)関係会社社債	1,750,000	1,780,875	30,875
合計	6,812,144	6,843,019	30,875

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3) 関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,437,730	—	—	—
投資有価証券	37,955	16,403	10,841	—
関係会社社債	—	1,750,000	—	—
合計	4,475,685	1,766,403	10,841	—

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。
なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,568,282	3,568,282	—
(2)投資有価証券	602,105	602,105	—
(3)関係会社社債	2,750,000	2,779,550	29,550
合計	6,920,387	6,949,937	29,550

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,568,132	—	—	—
投資有価証券	—	47,699	9,727	—
関係会社社債	—	2,750,000	—	—
合計	3,568,132	2,797,699	9,727	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	1,500,000	1,531,425	31,425
	小計	1,500,000	1,531,425	31,425
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	250,000	249,450	△550
	小計	250,000	249,450	△550
合計		1,750,000	1,780,875	30,875

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	106,761	93,320	13,441
	小計	106,761	93,320	13,441
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	517,258	579,742	△62,483
	小計	517,258	579,742	△62,483
合計		624,019	673,062	△49,042

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
—	—	—

当事業年度（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	2,250,000	2,282,900	32,900
	小計	2,250,000	2,282,900	32,900
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	500,000	496,650	△3,350
	小計	500,000	496,650	△3,350
合計		2,750,000	2,779,550	29,550

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	110,590	90,088	20,502
	小計	110,590	90,088	20,502
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	491,515	579,529	△88,014
	小計	491,515	579,529	△88,014
合計		602,105	669,617	△67,512

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務	△84,634	△98,409
(2)年金資産	—	—
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△84,634	△98,409
(4)会計基準変更時差異の未処理額	—	—
(5)未認識数理計算上の差異	—	—
(6)未認識過去勤務債務(債務の減額)	—	—
(7)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)	△84,634	△98,409
(8)前払年金費用	—	—
(9)退職給付引当金(7)－(8)	△84,634	△98,409

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
退職給付費用	17,441	18,047
(1)勤務費用	17,441	18,047
(2)利息費用	—	—
(3)期待運用収益(減算)	—	—
(4)会計処理基準変更時差異の費用処理額	—	—
(5)数理計算上の差異の費用処理額	—	—
(6)過去勤務債務の費用処理額	—	—
上記(2)から(6)については、簡便法を採用 しておりますので記載を省略しております。		

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)割引率	—	—
(2)期待運用収益率	—	—
(3)退職給付見込額の期間配分方法	—	—
(4)過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5)会計基準変更時差異の処理年数	—	—
(6)数理計算上の差異の処理年数	—	—
上記(1)から(6)については、簡便法を採用し ておりますので記載を省略しております。		

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) ソフトウェア償却超過額 17,728 会員権評価損否認 1,414 賞与引当金損金算入限度超過額 45,828 役員退任慰労引当金否認 9,602 退職給付引当金損金算入限度超過額 34,437 その他有価証券評価差額金 2,261 その他 13,813 繰延税金資産小計 125,086 評価性引当額 <u>△11,017</u> 繰延税金資産合計 114,069 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 <u>△5,469</u> 繰延税金負債合計 <u>△5,469</u> 差引：繰延税金資産の純額 <u>108,600</u> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) ソフトウェア償却超過額 21,142 敷金償却否認 32,606 会員権評価損否認 1,414 賞与引当金損金算入限度超過額 44,436 役員退任慰労引当金否認 6,998 退職給付引当金損金算入限度超過額 40,042 その他有価証券評価差額金 1,542 その他 9,337 繰延税金資産小計 157,520 評価性引当額 <u>△8,467</u> 繰延税金資産合計 149,053 (繰延税金負債) 未収還付事業税 <u>△2,567</u> その他有価証券評価差額金 <u>△8,342</u> 繰延税金負債合計 <u>△10,909</u> 差引：繰延税金資産の純額 <u>138,143</u> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は平成23年3月に本社を移転しております。

旧事務所は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に、前期以前の負担に属する金額を、特別損失として計上しております。

なお、移転後の新事務所についても、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しており、同様に、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業および投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	合計
2,292,336	518,576	2,810,912

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	441,533	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.,	314,394	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	302,134	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託にかかる委託者報酬および投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報〕

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	5,466	短期借入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	3,126	短期借入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 193,510円35銭 1株当たり当期純利益金額 2,402円56銭	1株当たり純資産額 191,058円21銭 1株当たり当期純損失金額 1,377円61銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 92,258千円 普通株式に係る当期純利益 92,258千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 38,400株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 52,900千円 普通株式に係る当期純損失 52,900千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 38,400株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	投資運用業にかかる必要な資金の調達のため、平成23年4月4日に農林中央金庫から特殊当座貸越契約により85億円の借入を行っております。借入利率については、短期金融市場金利に基づき決定しており、担保は差し入れておりません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第19期中間会計期間 (平成23年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		2,875,595
分別金信託		10,000
有価証券		9,489
前払費用		76,430
未収委託者報酬		390,577
未収運用受託報酬		140,707
未収収益		6,115
繰延税金資産		20,802
その他		3,104
流動資産計		3,532,822
固定資産		
有形固定資産	※1	194,102
建物		137,022
器具備品		57,080
無形固定資産		7,162
投資その他の資産		12,460,983
投資有価証券		9,089,509
関係会社社債		3,250,000
長期差入保証金		86,164
長期前払費用		540
会員権		8,850
その他		25,918
固定資産計		12,662,249
資産合計		16,195,071

		第19期中間会計期間 (平成23年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		8,500,000
預り金		66,294
未払金		149,216
未払費用		59,584
未払法人税等		4,872
未払消費税等		6,756
前受運用受託報酬		41,753
賞与引当金		120,438
その他		194
流動負債計		8,949,110
固定負債		
退職給付引当金		108,287
役員退任慰労引当金		25,000
繰延税金負債		5,201
固定負債計		138,489
負債合計		9,087,599
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		5,225,879
別途積立金		5,305,000
繰越利益剰余金		△ 79,120
利益剰余金計		5,299,919
株主資本計		7,219,919
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 112,447
評価・換算差額等計		△ 112,447
純資産合計		7,107,471
負債純資産合計		16,195,071

(2) 中間損益計算書

		第19期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		940,656
運用受託報酬		309,723
営業収益計		1,250,379
営業費用		
支払手数料		176,987
その他		306,033
営業費用計		483,021
一般管理費	※1	827,192
営業損失 (△)		△ 59,834
営業外収益	※2	19,109
営業外費用	※3	15,094
経常損失 (△)		△ 55,818
特別損失	※4	9,166
税引前中間純損失 (△)		△ 64,985
法人税、住民税及び事業税		1,901
法人税等調整額		124,141
法人税等合計		126,042
中間純損失 (△)		△ 191,028

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第19期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,920,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		74,040
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		74,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		5,305,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		5,305,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		111,907
当中間期変動額		
中間純損失 (△)		△ 191,028
当中間期変動額合計		△ 191,028
当中間期末残高		△ 79,120
利益剰余金合計		
当期首残高		5,490,947
当中間期変動額		
中間純損失 (△)		△ 191,028
当中間期変動額合計		△ 191,028
当中間期末残高		5,299,919
株主資本合計		
当期首残高		7,410,947
当中間期変動額		
中間純損失 (△)		△ 191,028

当中間期変動額合計	△ 191,028
当中間期末残高	7,219,919

（単位：千円）

第19期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 74,312
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 38,135
当中間期変動額合計	△ 38,135
当中間期末残高	△ 112,447
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 74,312
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 38,135
当中間期変動額合計	△ 38,135
当中間期末残高	△ 112,447
純資産合計	
当期首残高	7,336,635
当中間期変動額	
中間純損失（△）	△ 191,028
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 38,135
当中間期変動額合計	△ 229,163
当中間期末残高	7,107,471

重要な会計方針

項目	第19期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2) その他有価証券 市場価格のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算 定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 5～50年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第19期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第19期中間会計期間 （平成23年9月30日）	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	92,625千円

（中間損益計算書関係）

第19期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	22,678千円
無形固定資産	19千円
※ 2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	3,354千円
有価証券利息	13,957千円
受取利息	367千円
還付加算金	827千円
※ 3 営業外費用の主要項目	
支払利息	15,093千円
※ 4 特別損失の主要項目	
会員権売却損	852千円
会員権評価損	8,314千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式 （株）	38,400	—	—	38,400
合 計（株）	38,400	—	—	38,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期中間会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください。）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,875,595	2,875,595	—
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,098,998	9,098,998	—
(3)関係会社社債	3,250,000	3,293,700	43,700
資産計	15,224,594	15,268,294	43,700
(1)関係会社短期借入金	8,500,000	8,500,000	—
負債計	8,500,000	8,500,000	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

証券投資信託の時価は、平成23年9月30日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

負 債

(1)関係会社短期借入金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間(平成23年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	3,000,000	3,044,500	44,500
	小計	3,000,000	3,044,500	44,500
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	250,000	249,200	△800
	小計	250,000	249,200	△800
合計		3,250,000	3,293,700	43,700

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	81,158	68,374	12,784
	小計	81,158	68,374	12,784
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	9,017,840	9,137,871	△120,030
	小計	9,017,840	9,137,871	△120,030
合計		9,098,998	9,206,245	△107,246

(デリバティブ取引関係)

第19期中間会計期間(平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第19期中間会計期間(平成23年9月30日)

本社は、不動産賃貸借契約により事務所を使用しており、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第19期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第19期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業および投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	合計
992,030	258,348	1,250,379

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	214,211	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.,	170,008	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	152,471	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託にかかる委託者報酬および投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第19期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第19期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第19期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	185,090円40銭
1株当たり中間純損失金額	4,974円69銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、新株予約権付社債等潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）

1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第19期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
中間純損失金額（千円）	191,028
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式にかかる中間純損失金額（千円）	191,028
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400

（重要な後発事象）

第19期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
平成23年4月4日に農林中央金庫より調達した85億円の借入金につきましては、一部の資産処分による資金を原資として、平成23年11月2日の取締役会において、平成24年2月末までに段階的に全額を返済する方針である旨を決議いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

- （２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託者

① 名称

三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額（平成24年4月1日現在）

342,037百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

① 名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

② 資本金の額（平成23年9月末日現在）

51,000百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成23年9月末日現在)	③事業の内容
農林中央金庫	3,425,909百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託者（三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（2）販売会社（農林中央金庫）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

3【資本関係】

当証券投資信託の販売会社である農林中央金庫は、委託者の発行済株式総数の50.91%を保有しています。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

第3【参考情報】

当特定期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
臨時報告書	平成23年7月15日	関東財務局
有価証券報告書	平成23年10月11日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年10月11日	
臨時報告書	平成23年10月17日	

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年4月4日に特殊当座貸越契約による借入を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年3月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）の平成23年7月12日から平成24年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）の平成24年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注１）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- （注２）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成23年12月21日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

南 波 秀 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長 尾 礎 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。